

令和6年11月18日

茨木市長 様

明祐工業株式会社
代表取締役 小林 達生
東京都台東区雷門二丁目4番9号

回答書

関係各課より提出された要望事項について、下記のとおり文書にて回答いたします。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称:(仮称)茨木東太田一丁目商業施設計画
所在地:茨木市東太田一丁目23-1
- 2 要望事項に対する回答

	要望事項	回答
環境政策課	<ul style="list-style-type: none">当建築物に新たに設置された空調機等は、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が行われていない。届出すべき期日を過ぎていることから、至急届出書の提出を行うこと。事業活動により発生する騒音その他の公害については周辺環境への影響を少なくするため、排出規制がされているので留意すること。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」第85条、同条例施工規則第54条 全ての工場。事業場に係る敷地境界における騒音の規制基準(L05)第三種地域:準工業地域 朝・夕 60dB、昼間 65dB、夜間 55dB 注)朝:6:00~8:00、夕:18:00~21:00 昼間:8:00~18:00、夜間 21:00~6:00来客車両、商品搬入車両及び荷さばき等による騒音、作業場やゴミ置き場から発生する臭気が	<ul style="list-style-type: none">11月15日に届出しております。排出規制に留意します。騒音、臭気について、周辺環境に影響が及ばさないよう配慮します。



	<p>周辺環境に影響を及ぼさないように配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府条例によって自動車のアイドリングは禁止されており、工事車両や商品搬入車両、来客者に対し、その旨を周知されたい。 ・光害対策ガイドライン(令和3年3月改訂環境省)の設定指針値(P19~21)を参考に、施設に設置される広告塔照明(ネオンサインを含む)、建物内照明の外部への漏れ、敷地内外灯(屋上階を含む)、駐車場外灯及び施設内を通行する車両の前照灯等の光が周辺住宅等に影響を及ぼさないよう配慮されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングはしないよう周知します。 ・車両等の光が周辺住宅等に影響を及ぼさないよう配慮します。
環境事業課	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議時の指導事項を順守すること。 ・茨木市ごみ集積施設設置基準を順守すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・順守します。 ・順守します。
交通政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・開店当社に比べ、周辺道路の渋滞が幾分か解消されたように思われるが、引き続き周辺の住環境に影響を与えないような店舗運営、警備体制をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、周辺住環境に影響を及ぼさないよう体制を図っていきます。
学校教育推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・教育文化施設に接近しており、児童・生徒が夜間に店舗を出入りすることが危惧されるので、青少年健全育成の理念に配慮した運営に努めること。 ・夜間の時間帯に保護者の同伴がなく児童の来店がある場合には、従業員による声かけを励行すること。 ・店舗周辺道路は通学路には該当していないが、近くに学校もあることから児童・生徒の安全確保を図るよう対策を講じること。 ・以下に示す近隣の小中学校との事前協議が未実施の場合は、早急に行うこと。 太田小学校(643-8384)・太田中学校(641-2557) 	<ul style="list-style-type: none"> ・理念に配慮した運営に努めます。 ・営業は20:00までですが、遅い時間帯に保護者の同伴がない児童の来店があった場合は声かけをするようにします。 ・安全を確保するようにします。 ・太田小学校のうえむら教頭先生及び太田中学校のきおどう教頭先生に電話にて概要を説明しました。